

指宿広域市町村圏組合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
 (平成6年指宿広域市町村圏組合規則第21号)

改正 平成8年指宿広域市町村圏組合規則第2号
 平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号
 平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号
 平成25年指宿広域市町村圏組合規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広域市町村圏組合条例第1号）の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関しては、指宿市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成18年指宿市規則第34号）を準用する。

(読替規定)

第3条 前条の規定に基づき、指宿市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則を準用する場合においては、同規則の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左 欄	右 欄
指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号。以下「条例」という。）	指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広域市町村圏組合条例第1号）第3条の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号。以下「条例」という。）
指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年指宿市条例第34号）	指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年指宿広域市町村圏組合条例第1号）
市長	管理者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。